事業計画策定ガイドライン第２章第２節　履行状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 履　　　　　行　　　　　内　　　　　容 | 履行状況 |
| ３① | 関係法令及び条例の規定に従い、施工をおこなうこと。施工を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。[再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号、第5条の2第3号] |  |
| ３③ | 電気事業法の規定に基づく技術基準適合事務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように電技省令・電技解釈及び太技省令・太技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の施工を行うこと。[再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号] |  |
| ３④ | 電気工事業の業務の適正化に関する法律、建設業法、電気工事士法、建設リサイクル法、労働基準法、労働安全衛生法、道路法等の関係法令及び条例を遵守し、必要な資格を有する者が施工すること。[再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号、第5条の2第3号] |  |
| ４② | 出力20kw以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画を記載した標識を設置すること。 |  |
| ４④ | 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。[再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号] |  |
| ４⑤ | ④に加えて、利用する直流電圧又は交流電圧が電気事業法における高圧以上となる太陽光発電設備を設置する場合、電技省令に基づき、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、適切な措置を講じること。[再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第2項第1号] |  |

上記のとおり提出します。

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（印）